

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号、令和元年（ワ）第 274 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外 374 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準 備 書 面 (536)

(ふるさと剥奪損害)

2020 (令和2) 年 8 月 21 日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝	代
同	廣	田	次	男		代
同	鈴	木	堯	博		代
同	米	倉		勉		代
同	笠	山	尚	人		代
同	高	橋	右	京		代
同	宮	腰	直	子		代
同	若	生	直	樹		代
				外		

## 第1　本準備書面の目的と関礼子教授関連書証の説明

本準備書面は、主として避難者訴訟（第1陣訴訟）控訴審の仙台高裁第2民事部における関礼子立教大学社会学部教授の証人尋問調書（甲A681号証）等に基づいて、2019（令和元）年7月31日付け「原告準備書面（433）」及び2020（令和2）年2月5日付け「原告準備書面（461）」の主張を補充することを目的としている。

関教授の証人尋問は、一審原告（控訴人兼被控訴人）らが同高裁及び一審被告（控訴人兼被控訴人）に予め提出した書証（同高裁の甲A801号証）である関教授意見書「福島原発避難者訴訟原告（第1陣）の故郷剥奪被害の分析」（甲A680号証）に基づいて、2019（令和元）年9月5日に実施された。

同証人尋問のプレゼンテーション用スライド「避難者訴訟原告の故郷剥奪—避難とは別個の故郷剥奪被害の重大性について—」（No.1～No.16）の写しは本準備書面の末尾に添付してあるが、後記の第2ないし第4における【スライドNo.○】との記載は末尾添付のスライドNo.○を指している。また、それについての「関教授の証言内容」というのは甲A681号証に記載されている証言を引用したものである。

関教授意見書（甲A680号証）は、第1陣訴訟原告らの居住地区である「浜通り地域」全般にわたる福島原発事故被害の構造を析出したものであるが、関教授作成の2020年1月意見書「川俣町山木屋地区の声に聞く『ふるさと剥奪』被害の現在」（甲A679号証）と内容面において基本的に共通するものである。

関教授は、環境社会学及び社会学の専門的知見に基づいて、「故郷」とは、①人と自然のかかわり、②人と人のつながり、③その永続性・持続性が三位一体となって、生活や文化、歴史や伝統として編み込まれたものであり、そのような場所における生活を成り立たせている「共同

性」こそが「故郷」の根幹をなすこと、「故郷剥奪」とはこの共同性の破壊を指していることを明らかにしたうえで、「故郷剥奪損害」と「避難による損害」とは異なる損害であり、これを混同することは侵害された権利を減縮するものであることを、甲A680号証及び甲A681号証において改めて論証している。

なお、第1陣訴訟控訴審の結審日（2019（令和元）年11月12日）の直前に至って、一審被告は、11月5日付「控訴審準備書面（10）一関礼子専門家証人の意見に対する反論」を提出したために、一審原告らは同準備書面に対する反論の機会を奪われる結果となつたところ、第2陣訴訟原告（本件原告）らが関教授に依頼して新たに作成されたものが関教授の意見書「被告東電の『控訴準備書面（10）一関礼子専門家証人の意見に対する反論』へのコメント」（甲A689号証）である。

これらの書証は、第1陣訴訟控訴審の訴訟資料であるが、本訴訟の重要な争点である「故郷剥奪損害」の理解を深めるのに有意義な内容であることから、本訴訟において書証として提出するとともに、関教授の意見を敷衍して原告らの主張を以下のとおり補充する。

## 第2 「ふるさと剥奪」損害について

### 1 【スライドNo.3】（「故郷喪失・変容」⇒「故郷剥奪」）についての 関教授の証言内容

「避難指示区域の『ふるさと喪失』又は『ふるさと変容』というふうに言われるものは、地裁で損害として認められたとはいえ、その被害の重大性であるとか、あるいは、金額というものにその重大性がきちんと反映されているとは言えないのではないかと考えます。

なぜそのようになつているのか。

その理由の一つに、『ふるさと喪失』という言葉の曖昧性というもののが関係しているのではないか。・・・曖昧な喪失というものを思わせてしまう。・・・そうしたイメージを排除して、原発事故避難を余儀なくされた避難指示区域の人々の被害実態を明確に、歪曲せずに、捉えることが必要なのではないかということで、『ふるさと剥奪』という用語を使うことにしております。」

「第2に、『ふるさと剥奪』というのは、奪った、奪われたという関係性を問題にしている。すなわち、被害と加害の関係性を問題にしている概念だということが言えます。」

「第3に、『ふるさと剥奪』における『ふるさと』とは、空間そのものにあるんではなくて、その空間に根ざしている人々の『時間と空間の共同性』というものを問題にしているのだと言えます。そこは、個々人にとっては、生命であるとか生活、人生を意味する『ライフ』が息づく場所でありますし、同時に、そこでの『関わり』、『つながり』、『連続性』といったものは、その場所で生きるということ、それ自体がその土地を『唯一無二のふるさと』にしていくのだ、というふうに言えます。」

## 2 「ふるさと剥奪」についての原告らの主張

原告らは、すでに「準備書面（433）」及び「準備書面（461）」において「ふるさと剥奪損害」について主張しているが、閔教授が仙台高裁の証人尋問において指摘していることを援用し、原告らの主張を以下のとおり補充する。

「ふるさと喪失・変容」という言葉には、「曖昧性」があり、被害の重大性が反映されていない。

他方、「ふるさと剥奪」という言葉は、被害と加害の関係性を問題にしている概念である。

また、「ふるさと剥奪」における剥奪された「ふるさと」とは、その空間そのものにあるのではなく、その空間に根ざしている人々の「時間と空間の共同性」が剥奪されたことを問題にしている。

関教授が指摘するように、本件原発事故によって、「ふるさと」という空間に根ざして生きている人々の「時間と空間の共同性」が剥奪され、生命・生活・人生を意味する「ライフ」が息づく場所としての「ふるさと」が剥奪され、「関わり」・「つながり」・「連続性」という三要素の揃った「唯一無二のふるさと」が剥奪されたのである。

したがって、「ふるさと剥奪損害」を検討するに当たっては、本件原発事故によって上記三要素が奪われた「共同性」・「共同体」の実態を見ることが必要不可欠である。

### **第3 山木屋地区の「ふるさと剥奪」被害の重大性について**

#### **1 「ふるさと剥奪」の「タイプA」と「タイプB」について**

##### **【スライドNo.5】(「タイプA（津島地区）」と「タイプB（山木屋地区）」についての関教授の証言内容**

「『ふるさと剥奪』という言葉は、避難指示区域を念頭に置いて作り出した概念です。避難指示区域というのは、現在も避難指示区域であり続けている、そういう『タイプA』と、避難指示が解除されて帰還が進んでいる、あるいは、帰還せずに自主避難化する人々が出ている、そういう『タイプB』に分かれます。

『タイプA』というのは、『ふるさと』が現実に剥奪され続けているということが明確です。対して、『タイプB』になりますと、『ふるさと剥奪』の事実というのが見えにくくなっているというような状況があります。しかしながら、『タイプB』も、避難指示解除後に帰還者が一定程度いるものの、そして、『ふるさと剥奪』というような状況が見えに

くくなっているものの、実は、帰還して元の地域に住んでいる人でさえも、『ふるさと』が取り戻せていない状況、剥奪され続けている状況を痛感せざるを得ない、そういう日常を生きているということを御説明したいと思います。」

## 2 【スライド№6】（故郷剥奪のプロトタイプA：津島）についての 関教授の証言内容

「初めに、『タイプA』を見ていきたいと思います。『ふるさと剥奪』の『タイプA』は、例えば、計画的避難区域に指定され、帰還困難区域になって、今現在もなお帰還困難区域にある、浪江町の津島地区に見て取ることができます。ここでは、現在も、事実としてふるさとが剥奪されていることが明確です。『ふるさと』には三つの要素があるというふうに申しましたが、その三つの要素に準じて説明していくと、まず初めに、『自然との関わり』ですが、自然と関わることは、今、できません。マイナー・サブシステムをはじめ、自然と関わる生業を営むことができません。『人と人とのつながり』、これも剥奪されたままです。

『結い』の精神が息づいていたそういう場所、日常生活の中で互いに助け合い、協力し合い、行事なり祭りなりを共に行うような結い合う場所というものを、今もなお奪われ続けています。

そして、3番目、『持続性』も剥奪され続けています。先祖から子孫へと受け継がれていくような、田畠であるとか家であるとか、あるいは、そこで営まれる地域らしい生活、歴史や文化、そういうものを一切合切含めて、『地域の持続性』すなわち『共同性』というものが危機に瀕している状況にあります。

このような『ふるさとの剥奪』が意味するのは、人間が当たり前にその土地で暮らす、そういう当たり前の権利を剥奪されているということです。例えば、平穏生活権、幸福追求権、あるいは、平和的生存権、生

活権、環境権、家族の権利、人格権、人間の自然権など、法的に確立されているような権利から、生成途上の権利、あるいは、国際的に非常に重要なのだと提唱されている権利に至るまで、様々な権利が今現在もなお束になって侵害され続けているという状況なわけです。このような津島地区では、避難前後の生活は明らかに断絶せざるを得ないというような状況になっていきます。避難を終えて元の生活に接続するということが、かなりの程度厳しいということが予測されます。

『避難』と『ふるさと剥奪』を混同していくと、『持続性』を失って『共同性』を剥奪されたという被害自体が見えなくなっていくということをタイプAから析出しました。

### 3 【スライドNo.7】(故郷剥奪のプロトタイプB：山木屋(1))についての関教授の証言内容

「これは『タイプB』です。『ふるさと剥奪のタイプB』は、津島地区の隣にあります、川俣町の山木屋地区に見ることができます。この裁判の第2陣の第1審原告が出ている地域でもあります。山木屋では地裁判決が求めた避難前後での生活の落差というものを見ることができることで、私はこの山木屋地区の調査をさせていただいております。

この場合、避難前後というのは、制度的な避難の前後というふうな意味で用います。すなわち、避難指示が出される前、避難指示が解除された後という意味で避難前後という言葉を使うということです。避難指示解除後も山木屋に帰還していない人がいますが、そのような人は、今現在の生活が避難前と異なるのは当たり前のことです。

それでは、『ふるさと剥奪』を明確にするために何を調べればいいかというと、今、避難指示が解除されて、山木屋に戻って、そこに住んでいる人の生活でさえも避難前と異なるのだということを明確にするのが適切ではないかというふうに考えました。

そのような考え方の下で、帰還者へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施してきました。その結果、避難指示が解除されても、『ふるさと剥奪』という事態は継続している、解消されていないんだということが明らかになっております。これは、地裁判決の2点目、『避難』と『ふるさと剥奪』の損害が異なることを意味します。

山木屋に帰還した人でさえ、『人と自然との関わり』であるとか、『人と人とのつながり』、『持続性』を取り戻せていないということになるわけです。

したがって、地裁判決の3点目に関連しますが、『避難』と『ふるさと剥奪損害』を峻別して捉えないと、別々に捉えないと、『ふるさと剥奪被害』の重大性というものが、ともすると見えなくなってしまうんだということが懸念されると言えます。」

#### 4 【スライドNo.8】(故郷剥奪のプロトタイプB：山木屋（2）)についての関教授の証言内容

「具体的に説明してみましょう。山木屋では、避難指示が解除された後に、地域に人が戻ってきたんだけれども、その後に地域のきずなが壊れてしまったんだと、辛うじて避難最中もつながっていたきずなが壊れて、あるいは、地域の亀裂が深まった、というふうな話を聞くことができました。

これはなぜなのか。三つの要素から説明していきたいと思います。

『ふるさと』というのは、『関わり』と『つながり』と『持続性』と述べました。

『関わり』から述べます。風土の自然と関われないというのは、山菜やキノコ採り、狩猟、あるいは、日本蜜蜂の養蜂など、マイナー・サブシステムを営めないというような状況であります。それだけではなくて、山木屋に帰ってもその土地でその土地に適した循環型の農林業とい

うものが営めない状況にあります。今まで行っていたような循環型の農林業が行えないというのは、これからは、行く行くですけれども、農地保全がますます困難になっていく、再開した農地の耕作が難しくなっていく状況も見られると、あるいは、先祖代々の土地を荒らしてしまうということにつながっていくんだということを示しております。

2番目、『人と人とがつながれない』というのは、結いの精神であるとか、助け合い、みんなで協力しながら生活を維持していくと、そういうことが困難になっていくということを意味します。例えば、山木屋では、復興のシンボルとして、三匹獅子舞という民俗行事の復活というものが非常に注目されました。この、言わば復興の立役者でもあるのが、中学生の踊り子ということになります。もともと子供たちが踊る三匹獅子舞です。

しかし、現在の中学生が最後の後継者になるのではないかというふうに言われております。なぜか。小学校は今年度、開校から1年で休校になりました。そしてまた、今、中学生が踊ってくれていますが、その中学校も、開校2年を経て来年度には休校になるのではないかというような状況になっております。

また、もう一つ、お葬式の例を挙げてみましょう。お葬式は組が取り仕切っていました。組というのは、言わば町内会の班、隣近所で作っている最小単位の班と思ってください。組が取り仕切っていました。

しかしながら、避難をしている間は、避難先に連絡を入れることができないなどで、知らないうちに葬式が終わってしまっていたんだと、葬式に参列できなかった、お手伝いできなかったというような状況も見られました。

それでは、そのような状況が、避難指示解除後、元に戻ったかということで言えば、実はそうではない。むしろ、避難指示が解除されて戻っ

ていっても、組で葬式を手伝って組で葬式を挙げるのはもうやめにしましようというふうなことを取決めにした、そういう地域さえもある、というふうに言われております。

葬式というものは、何をおいても駆けつけなくてはいけない、大切な場所です。人間関係というものをつなぐ、確認する、重要な場所です。そのような人間関係というものが崩れてきてているのだということが分かります。それは、単に葬式に行く行かないの問題ではなくて、例えば、自分が亡くなって葬式を手伝ってもらえないようだったら困るんだと、あるいは、子孫に迷惑が掛かるからということで、地域の規範というもの、あるいは、人間関係を大切にして生きてきた、そういう山木屋の気風、風潮というものも失われてしまう、ということを同時に示しております。

### 『持続性』、『永続性』について説明します。

『持続性』、『永続性』というのは、先祖から子孫へと生活や文化、あるいは、歴史や伝統を受け渡していくということができなくなるというような状況を意味します。

先ほどの『関わり』、『つながり』の例でも、この『持続性』の解体、『関わり』の切斷が、あるいは、『つながり』の切斷が、『持続性』に影響を与えるんだという例にもなっていますけれども、また別の例を出すると、行政区の運営というものが避難指示解除後も難しくなってきているということが指摘できます。

地域の自治というものが危機的な状況に陥ってきているということです。組を抜ける人も出てきました。組を抜けるというのは、山木屋の人間関係と一線を切るという意味だと了解されています。また、行政区は区長さんを決めなくてはいけないんですけども、その区長さんを決める代替わりには、なかなか区長さんが決まらないんだ、決められないん

だというつぶやきもありました。帰還している人から区長さんを出さなくてはいけない、帰還していなかったら、なかなか区長さんはできないということになります。しかし、帰還した人は高齢の方が多い、あるいは、もう既に様々な役を負っているというようなことになると、新しい区長さん、区長さんの代替わりというのも難しい状況になるというわけです。」

## 5 山木屋地区「ふるさと剥奪」被害に関する原告らの主張

関教授が「ふるさと剥奪」被害について指摘したとおり、山木屋地区の本件原発事故被害の実態を明かにするうえで、下記の点が重視されなければならない。

### (1) 被害の現れ方の二つのタイプ

「ふるさと剥奪」被害は、避難指示が解除されたか否かによって、その被害の現れ方が異なっており、被害の現れ方のタイプは、「プロトタイプA」と「プロトタイプB」の二つに分かれる。

避難指示が解除されていない地域の典型例の一つが浪江町津島地区「プロトタイプA」であるが、避難指示が解除された地域の典型例の一つが川俣町山木屋「プロトタイプB」である。

一審原告らの故郷（浜通り8市町村）の「ふるさと剥奪」の被害状況は、この「プロトタイプA」及び「プロトタイプB」のバリエーションないしグラデーションとしてとらえることができる（甲A680の21頁）。

### (2) 避難指示が解除された地域の典型例としての川俣町山木屋（プロトタイプB）の被害の特徴

避難指示が解除された地域は、避難指示解除の時期に多少の差異があるが、解除されるまでの期間が長ければ長いほど、避難指示解除後に故郷に戻り生活する人数が少なくなるという特徴がある。

関教授が「プロトタイプB」とする川俣町山木屋地区は、2015（平成27）年3月31日に避難指示が解除された地域であり、他の地域と比較して、解除の時期は中間的であり、典型的な地域といえる。

避難指示が解除された地域は、解除により、以前生活していた地域に戻って生活をすることが法的には可能になり、現に帰還した人もいる。

しかし、そこでの生活は、本件事故前と大きく異なり、故郷は剥奪されたままである。

### （3）山木屋地区の「ふるさと剥奪」被害の概要

#### ア 人と自然との関わり

山木屋では、避難指示が解除されても、山林が除染されていないため、放射能に汚染されたままの山林への立ち入りができず、山菜やキノコ採り、狩猟などが営めないという状況に置かれている。

除染作業が行われたはずの居住地や農地であっても、いまだに空間線量値は元の状態に戻っていない。山木屋地区の「除染後モニタリング実施概要」（甲A775）によると、2018年9月から2019年9月までの測定点4,038点における測定結果は、平均空間線量が $0.25 \mu\text{Sv}/\text{h}$ である。山木屋地区には「ホットスポット」と呼ばれる高線量地域が至る所にあり、ましてや、除染されていない山林には立ち入ることもできない。

山木屋は子供達が安心して住めるような場所ではなくなってしまったのである。

そして、重大な問題は、山木屋に帰還してもその土地に適した循環型の農林業が営めないような状況に置かれていることである。農地保全がますます困難になっており、農地の耕作を再開しようにも困難な事態に直面する。かつては山木屋地区の基幹産業

であった農業、山木屋住民の「生業」であった農業が、本件事故により奪われてしまったのである。

#### イ 人と人とのつながり

本件事故前に山木屋地区で生活していた住民のうち、避難指示解除後に山木屋に戻って生活している人は多くはない。そのため、帰還したあとも、本件事後前に営んでいた「人と人とのつながり」は回復していない。

2020（令和2）年7月1日現在における山木屋地区的居住者は、348人（161世帯）である（甲A691）。

居住者の年齢別人口では、65歳以上（高齢者）が217人（62.4%）を占めており、20歳未満の者はわずか5人（14歳1人、16歳1人、17歳3人）しかいない。小学生や乳幼児は絶無である。

「令和2年度 山木屋小中学校の現状と今後の見通し」（甲A74）によると、中学校への通学生は合計3名（1年生2名、2年生1名）であるが、内2名は川俣町内からの通学生、1名は福島市内からの通学生である。山木屋地区から地元の中学校に通学している生徒は一人もいないのである。

山木屋の帰還率は、本件原発事故当時（2011年3月）の人口1,241名（甲A234）と、2020年7月1日現在の居住者数348名（甲A691「山木屋地区の居住等の状況（令和2年7月1日現在）」）との比率でみると、28%である。

また、甲A691の3項目のグラフ「これまでの居住者数、世帯数の推移（山木屋地区）」によると、山木屋地区の居住者数は、2019（平成31）年4月1日時点の約370人をピークとして、その後は漸減傾向に転じ、最近は350人を割るに至った。

高齢者が多数を占める山木屋では、今後も居住者数が減少し続けていくのは不可避である。

#### ウ 持続性・永続性の断絶

「人と自然の関わり」及び「人と人のつながり」は、現在の関係性だけを理解すべきではなく、何世代も前の祖先から受け継ぎ何世代も後の子孫へ受け継いでいくという承継性の中に位置づけられた現在の関係性であり、持続性・永続性を有する関係性として理解しなければならない。

例えば、山木屋における循環型の農林業は、何百年もの時間かけて改良され風土に適したやり方が培われてきたものである。

こうした持続性・永続性ある循環型農林業は、山林農地の放射能汚染、農地除染による表土剥離、長期間の避難による耕作の中止によって不可逆的に失われた。帰還した高齢者だけで従来の山木屋固有の農林業を再興し次世代に承継していくことは、もはや不可能と言わざるを得ない。復興事業としての新たな農業形態は山木屋固有の農林業とは全く異なり、これを復元するものではない。

三匹獅子舞や葬式に象徴されるように、山木屋の住民たちの人と人のつながりは、「結い」の精神とともに、何百年もの間、何世代にもわたり、生活や文化、歴史や伝統を作り、次世代に受け渡してきた。原発事故後、地域から住民がいなくなり、山木屋住民同士のつながりが切斷されることにより、三匹獅子舞の存続が危ぶまれ、葬式が家族葬になったことは、そうした世代を超えて持続的・永続的に営まれてきた山木屋住民同士のつながりが断絶させられたことを意味する。

このように、原発事故によって、先祖から引き継いできた土地、産業、人間関係、伝統文化などを含めた山木屋固有の地域社会が奪われたため、そこで生きることができなくなってしまったのである。

以上述べたことが山木屋地区の現実の姿である。

## エ　まとめ

以上のとおり、山木屋では、関教授の指摘する『関わり』、『つながり』、そして『持続性』は、不可逆的に失われてしまった。

避難指示解除後の山木屋での生活は、本件事故前の地域社会での生活とは大きく異なるものとなり、故郷は剥奪されたままである。

山木屋地区の「ふるさと剥奪」被害は極めて重大且つ深刻である。

## 第4 「社会学的見地からの地裁判決への応答」について

### 1 【スライドNo.16】(まとめ一地裁判決への応答一)についての関教授の証言

「まとめとして、もう一回地裁判決に対して社会学的な見地から応答していきます。

第1、『ふるさと喪失・変容』の損害を示すために、避難前後の生活の差異というものを明らかにせよ、という要請に関しまして、陳述書には、避難前の生活は過去形で描かれていて、避難前後の生活の差異というものが既に示されているというふうに読むべきである、ということを説明しました。また、地元イコールふるさとの剥奪が浜通りにおいても存在しており、『ふるさと剥奪』とは、つまりところ、『土地に根ざして

生きる権利』の侵害であるということ、いわゆる権利侵害の問題であるのだ、ということを論じてきました。

第2点目、『避難』と『ふるさと喪失・変容損害』を別個のものとして峻別しなくてはいけないという点に関しては、被害の始まりというのは一緒の時期、同一かもしれませんけれども、終期は異なること、そして、『共同性』の有無というものが存在していることから、二つの被害というものは別個の異なる被害であるということを論じました。すなわち、避難指示解除後もふるさとは奪われ続けているということを示してきました。

第3点、『避難』と『ふるさと喪失・変容』を別個に評価する合理的な理由を説明せよという点については、広野町を事例にして、合算することが結果として『権利の縮減』という事態をもたらしており、むしろ不合理な算定結果になったということを明らかにしました。もちろん、金銭に換算することができない価値ですので、金銭に換算することが難しい価値があるということは事実ですけれども金銭に換算することが難しい価値というのは無価値ではないということが重要です。ふるさと、あるいは人権というものを保護するという観点から、『避難慰謝料』と『ふるさと剥奪慰謝料』を別個に算定するというのが正当であろうというのが、社会学的な調査研究の成果であります。」

## 2 「ふるさと剥奪」慰謝料と避難慰謝料の峻別に関する原告らの主張

関教授は、社会学の専門的見地から「ふるさと剥奪」被害の実相を明らかにし、「ふるさと剥奪」慰謝料と避難慰謝料との相違を明らかにしたものである。

要するに、「ふるさと剥奪」被害は、「土地に根ざして生きる権利」の侵害であり、故郷の「共同性」が剥奪されたことによる損害であるが、避難慰謝料は、避難生活による損害である。

「ふるさと剥奪」被害と「避難」被害は、いずれも本件事故による避難をきっかけとする被害であるとしても、二つの被害は別個の異なる被害である。

「ふるさと剥奪」慰謝料と避難慰謝料は峻別されるべきである。

2020（令和2）年3月12日に言渡された第1陣訴訟控訴審・仙台高裁判決は、故郷喪失ないし変容被害に対する慰謝料を独立した損害項目として明確に認めた。極めて正当な判断である。

## 第5 【甲A689号証】(意見書「被告東電の『控訴準備書面（10）一関礼子専門家証人の意見に対する反論』へのコメント」)について

本号証は、被告の「控訴審準備書面（10）」に対する関礼子教授自身の反論としてのコメントであり、環境社会学者・社会学者としての専門的見地から意見書（甲A第680号証）及び証人調書（甲A第681号証）の内容を補充するものであるが、主として以下の点について明らかしている。

(1) 「故郷喪失・変容慰謝料」をゼロ算定した一審判決の不合理性  
一審判決は故郷喪失・変容慰謝料を認めながら、避難慰謝料と包括的・総合的にすることで、結果的に故郷喪失・変容慰謝料をゼロ算定したが、「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」を合算することには不合理性がある。

(2) 支払済賠償額を考慮すべきとの被告東電主張の誤り  
避難前後の生活の落差やその被害の重大性に示される故郷剥奪被害こそが「考慮に値する主観的精神的価値を認めてきたような特別の事情」であって、被告東電により支払済の賠償額全体を考慮すべきとの被告東

電の主張は理論的に認められず、中間指針に基づく賠償で足るとする主張も国の見解（国会質疑、文科省要請）から逸脱している。

#### （3）財物賠償で故郷喪失・変容慰謝料に替えることの不当性

財物賠償は、土地・家屋など不動産を持っている者に対して行われる補償であるから、これをもって故郷喪失・変容慰謝料に替えるとするならば、持たざる者にとって不公正な状況が生じることになる。

#### （4）数値化できない「あいまい」なもの的重要性

「故郷の価値」は、貨幣価値に数値化できる事実だけが生活のなかで重要だとは限らず、生活の「快適さ」や「潤い」、隣近所や職場での「良好な人間関係」や社会との「つながり」、緊張や不安を解きほぐす「安らぎ」や「癒し」など、概して数値化できない「あいまい」なものが、人々の日常にとって重要である。

#### （5）方法としての当事者性

福島原発事故の被害研究においても、問題の構造を析出するためには被害の相貌を明かにしなくてはならず、そのために、当事者の生きている現実の中から被害を理解するための視点としての「方法としての当事者性」の獲得が必要になる。

以上

## 避難者訴訟原告の故郷剥奪

### —避難とは別個の故郷剥奪被害の重大性について—

関礼子(立教大学)

20190905仙台高裁プレゼンテーション

1

## 避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料を合算 (地裁判決)

1 : 「故郷喪失・変容」損害を示すためには、避難前後の生活の差異を明らかにすることが必要。

2 : 「避難」と「故郷喪失・変容」損害を峻別することが必要。

通常の「避難」では故郷剥奪が問題にならない。  
いわゆる自主避難のケースを想起せよ。

3 : 「避難」と「故郷喪失・変容」を個別に評価する合理的な理由を説明することが必要。

2

## 「故郷(ふるさと)喪失・変容」⇒「故郷(ふるさと)剥奪」 (喪失ではなく剥奪、変容ではなく剥奪の継続)

- ①曖昧性（「故郷（家郷）喪失」との混同・「曖昧な喪失」）の排除  
「ある」けれども「ない」ではなく、「ない」けれどもある×  
→実態として剥奪、実被害としての剥奪
- ②<加害－被害>関係の組み込み
- ③故郷剥奪論の射程：時空間の共同性～土地に根ざして生きる場所  
～ライフ（生命、生活、その連続である人生）を育む「場所」

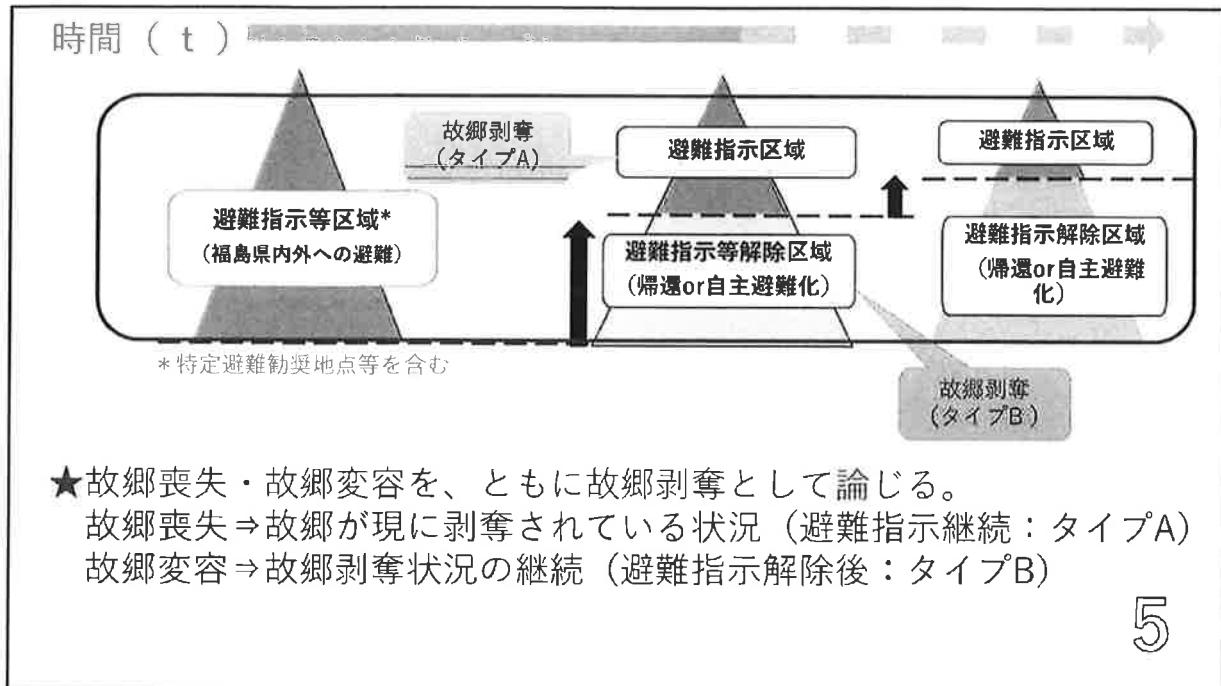
3

## 故郷(ふるさと)とは？

- ・自然とのかかわり、人とのつながり、持続性という3つの要素  
(その土地で生命を育み、生活を営み、人生を全うする：life)  
(環境を共有し、生活の共同を育み、子々孫々につなぐ  
：歴史や文化、風景や風土性)

故郷⇒アイデンティティの根幹、人間存在の基盤  
故郷剥奪はlifeの基底にある共同性の剥奪

4



- ★故郷喪失・故郷変容を、ともに故郷剥奪として論じる。  
 故郷喪失 ⇒ 故郷が現に剥奪されている状況（避難指示継続：タイプA）  
 故郷変容 ⇒ 故郷剥奪状況の継続（避難指示解除後：タイプB）

5

## 故郷剥奪のプロトタイプA: 津島

- 現在もなお帰還困難区域 = 事実として故郷が剥奪されている状況  
 かかわりの剥奪：マイナー・サブシステムを含む生業が営めない  
 つながりの剥奪：日常生活で“結い”あう場所を奪われている  
 持続性の剥奪：先祖から子孫へ受け継がれる歴史や文化、地域の一体性・持続性が危機に瀕している

### ⇒土地に根ざして生きる権利の剥奪

- 避難前後の生活は明らかに断絶
- 故郷は剥奪されている（台木が残るのみ、もとの生活に接続しない）
- 避難と故郷剥奪を混同すると、持続性の剥奪という被害はみえなくなる

6

## 故郷剥奪のプロトタイプB:山木屋(1)

- 避難指示解除後の故郷剥奪

- \* 避難前後の生活の落差（地裁判決1）

帰還していない人の避難前後の生活が異なるのは当たり前

帰還した人でさえ避難前後の生活が異なる

- \* 避難指示が解除されても故郷剥奪は継続（地裁判決2・3）

かかわり・つながり・持続性が取り戻せない

避難損害と故郷剥奪損害を同一視すると故郷剥奪被害の重大性  
が見えなくなる

7

## 故郷剥奪のプロトタイプB:山木屋(2)

### 風土の自然



→マイナー・サブシステムの困難（津島＝山木屋）

→循環型生業の困難



### “結い”の精神 (=共同/協同/協働)

→民俗行事の変容（津島＝山木屋）

→葬儀の変化



### 先祖から子孫へ

- 持続可能な生業・生活の困難

- 人間関係と人間関係を基盤とした自立・自治の困難

- →組・行政区の困難

8

## 避難者訴訟における故郷剥奪被害

公害であるという特徴

- 原告は浜通り8市町村（避難指示継続～避難指示解除区域）
  - ⇒ 故郷剥奪A～Bの被害のバリエーションとグラデーションで捉えられる
- 問い
  - 1：中山間地域と浜通りで故郷剥奪被害を同列に議論できるのか？
  - 2：早々に避難指示が解除された地域では故郷剥奪が続いているとはいえないのではないか？

9

## 浜通りの故郷剥奪被害の特徴

- 浜通りの被害を「双葉郡8町村はひとつ」という、密接な結びつきに留意しながら陳述書を分析。
- 強い地元志向（地元＝故郷で生きる人生）
- 地元＝故郷の共同性（つながり・かかわり・持続性）の剥奪
  - ～避難指示解除後も過去形である
  - 回覧板を回せない、行事が回復できない、自給自足的生活ができない・・・QOLの低下

10

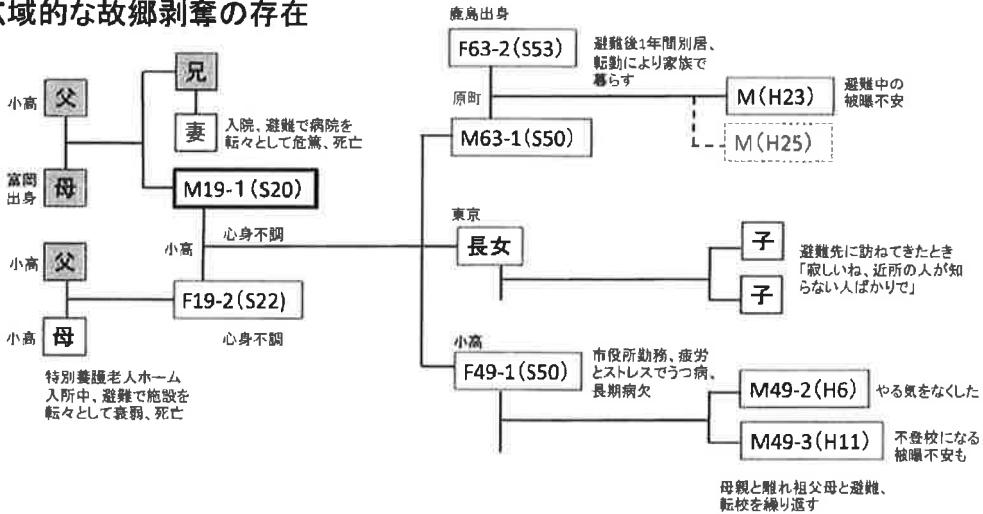
- ・自治体をまたいだ生活圏の損壊 (=広域的な故郷剥奪)
  - 「住む」は1つの場所を中心に生活を組み立てること
  - 進学・通学、就職・通勤、事業エリア、医療・福祉、通婚圏、かかわる自然の領域、伝統行事（旧相馬藩の領域）・・・

- ⇒広域的な故郷剥奪の存在
- ⇒地元=故郷に張り巡らされていた個人、家族、親族の重層的な関係性 (web of life)が剥奪され続けている状況
- 避難指示解除後であっても
- ⇒故郷の近くに住むという選択肢も奪う社会的な軋轢
- 家族や親族をはじめ地域社会に分裂をもたらしている状況

避難は一時的でも故郷剥奪は一時的な被害に留まらない。

11

### 広域的な故郷剥奪の存在



原発事故以前に原発立地反対の運動が展開されていたからこそみえてくる世代ごとの多様な被害

12

## 問1への応答:

### 浜通りの故郷剥奪被害の特徴

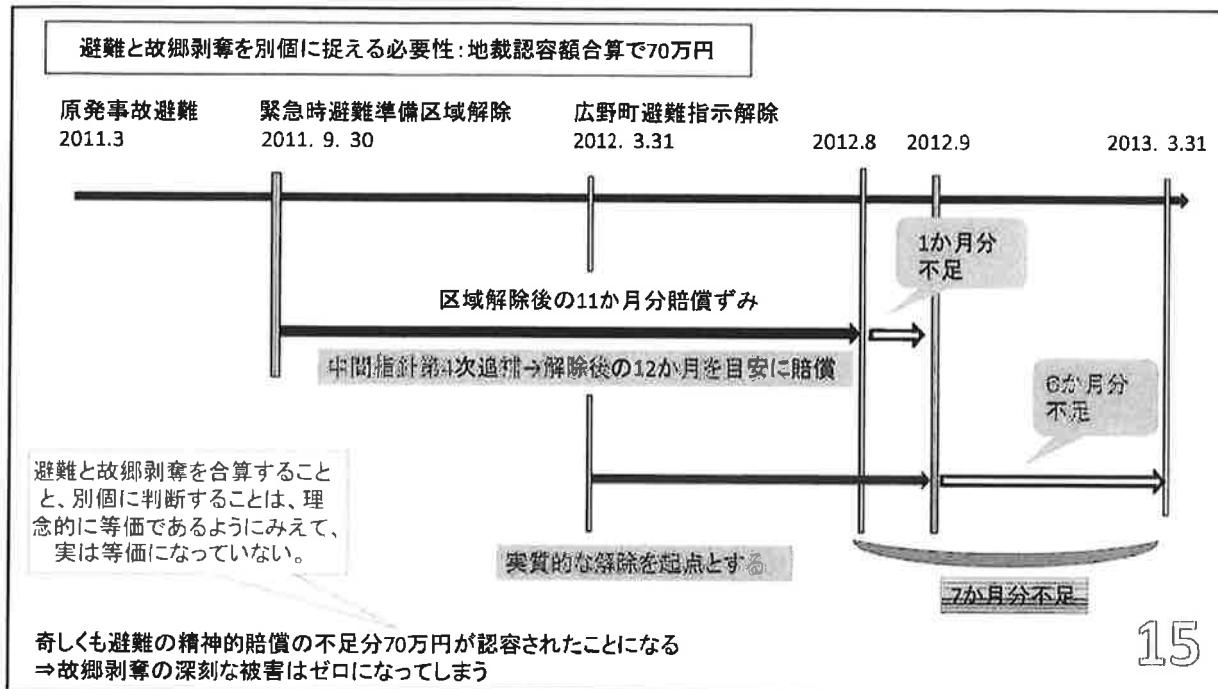
- ・避難者訴訟は原発訴訟の先陣を切って提訴された
- ・そのため、ひとつの故郷の剥奪を住民がともに訴えるような原告組織ではない
- ・浜通りでは、個別の故郷の剥奪を問題にした津島・山木屋同様に、つながり・かかわり・持続性の損壊がみられるが、加えて自治体をまたいだ広域的な故郷剥奪状況が示される。
- ・強固な地元志向、重層的なネットワーク、自治体をまたいだ広域的な故郷ネットワークの存在とその剥奪である。
- ・原発事故の結果、避難先での軋轢だけでなく、家族や親族、地域の亀裂や軋轢が生じている。
- ・復興事業や原発事故復旧事業は、故郷剥奪状況をみえにくくしている。

13

## 問2への応答: 広野町の事例

- ・早期に避難指示解除が行われた地域
- ・最も周辺に位置づくだろう「マイナー被災地」の故郷剥奪被害をみる
- ・20～30キロ圏屋内退避／緊急時避難準備区域  
2011年9月30日避難指示解除  
2012年3月31日広野町による避難指示解除
- ・除染もインフラ復旧もない段階で帰還
- ・学校・生業・地域…への影響とその不可視化(財政・人口等)
- ・マイナーであること=(避難指示解除後／帰還後の)被害が認知されていないこと

14



## まとめ～地裁判決への応答～

- 1: 「故郷喪失・変容」損害を示すために、避難前後の生活の差異を明らかにせよ。  
 ⇒陳述で、避難前の生活は過去形⇒避難前後の生活の差異  
 ⇒地元=故郷(かかわり、つながり、持続性)の剥奪  
 ⇒土地に根ざして生きる権利の剥奪
- 2: 「避難」と「故郷喪失・変容」損害を峻別せよ。  
 ⇒被害の起点は同一かもしれないが、終期は異なる  
 ⇒避難指示解除後も故郷は奪われ続けている(組の解散、地域の亀裂…)
- 3: 「避難」と「故郷喪失・変容」を個別に評価する合理的な理由を説明せよ。  
 ⇒合算することが結果として非合理なものであることを示した(広野)  
 ⇒金銭に換算しえない価値は無価値ではない

16